ロ　連結Tier1比率三パーセント以上六パーセント未満 ハ　連結総自己資本比率四パーセント以上八パーセント未満	第二区分 国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ　連結普通株式等Tier1比率一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満 ロ　連結Tier1比率一・五パーセント以上三パーセント未満 ハ　連結総自己資本比率二パーセント以上四パーセント未満	第二区分の二 国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ　連結普通株式等Tier1比率〇パーセント以上一・一三パーセント未満 ロ　連結Tier1比率〇パーセント以上一・五パーセント未満 ハ　連結総自己資本比率〇パーセント以上二パーセント未満	
	国内基準に係る連結自己資本比率 一パーセント以上二パーセント未満	国内基準に係る連結自己資本比率 〇パーセント以上一パーセント未満	
	次に掲げる銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に資する措置に係る命令（海外営業拠点を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社にあってはロに掲げる命令を除く。） イ　銀行持株会社及びその子会社等の資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 ロ　銀行持株会社の配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 ハ　銀行持株会社及びその子会社等の総資産の圧縮又は増加の抑制 ニ　子会社等（銀行等を除く。）の株式又は持分の処分 ホ　その他金融庁長官が必要と認める措置	銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実、合併又は子会社等（銀行等に限る。）の株式の処分等の措置のいずれを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令	

子会社等（銀行等に限る。）の株式の処分	第三区分 国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ　連結普通株式等Tier1比率〇パーセント未満 ロ　連結Tier1比率〇パーセント未満 ハ　連結総自己資本比率〇パーセント未満	国内基準に係る連結自己資本比率 〇パーセント未満	

二　第六項に規定する連結資本バッファー比率を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分		
命令	資本バッファー非対象区分 連結資本バッファー比率が最低連結資本バッファー比率以上である場合	資本バッファー第一区分 連結資本バッファー比率が最低連結資本バッファー比率の四分の三の比率以上最低連結資本バッファー比率未満である場合
社外流出制限計画（社外流出額の制限に係る内容（調整税引後利益、その十パーセントの額から既に支出した社外流出額を控除しても、なお当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として社外流出額を含むものをいう。）の合理的と認められる改善計画及びその実行の命令の提出を求めること。	社外流出制限計画（社外流出額の制限に係る内容（調整税引後利益、その六十パーセントの額から既に支出した社外流出額を控除しても、なお当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として社外流出額を含むものをいう。）の合理的と認められる改善計画及びその実行の命令の提出を求めること。	資本バッファー第二区分 連結資本バッファー比率が最低連結資本バッファー比率の二分の一の比率以上最低連結資本バッファー比率の四分の三の比率未満である場合